事業計画（岩手県普代村）

１．海岸対策

① 海岸の状況

村内の地区海岸数	３地区海岸
被災した地区海岸数	２地区海岸
応急対策を実施した地区海岸数	１地区海岸
本復旧を実施する地区海岸数	２地区海岸

② 堤防高

平成２３年９月２６日に堤防高を公表※。

普代海岸：T.P. 15.5m（対象津波：昭和三陸地震）

※　公表した堤防高を基本に、環境保全、周辺環境との調和、経済性、維持管理の容易性、施工性、公衆の利用等を総合的に考慮して決定する。

③ 復旧の予定

復旧する施設の詳細計画については、平成２３年１２月に策定済み。

これに基づく本復旧工事の実施については、復興計画を踏まえ、他の事業との調整等を進めながら今後決定する。

本復旧工事の完了については、まちづくりや産業活動に極力支障が生じないよう、計画的に復旧を進め概ね５年での完了を目指す。

④ 平成２４年度における成果

・全ての被災した地区海岸において、本復旧工事を着工※した。

※　工事着工とは、復旧工事の工事契約等をもっていう。

⑤　平成２５年度の成果目標

・全ての地区海岸において、本復旧工事の完了※を目指す。

※　工事完了とは、復旧工事の引渡し等をもっていう。なお、上記には平成 24 年度までに完了した地区海岸を含む。

⑥ その他

・地区海岸毎の計画等については別添一覧表に記載。

海岸保全施設の復旧にかかる事業計画

市町村	地区海岸名	堤防護岸延長（m）	主な施設	施設の高さ（T.P）		応急対策	復旧の予定							H24予算での実施内容	H25年度の実施内容等	その他の場合に詳細を記載
				被災前現況高（m）	被災後復旧高（m）		概要計画策定	詳細計画策定	左記の実施状況	工事着工	左記の実施状況	工事完了	左記の実施状況			
普代村	宇留部	1,002	防潮堤、水門、陸閘	15.50	15.50	完了	H23.10	H23.12	策定済み	H24.4	着工済み	H26.3	完了予定	詳細設計	本工事	
普代村	太田名部	155	防潮堤、水門、陸閘	15.50	15.50	ー	H23.10	H23.12	策定済み	H24.4	着工済み	H25.3	完了済み	詳細設計	本工事	

岩手県沿岸の地域海岸分割図

≪岩手県における地域海岸の考え方≫

以下の点を考慮し、同一の津波外力を設定しうると判断される
一連の区間を地域海岸として設定

1）同一の湾で区分
2）湾口防波堤が計画されている湾は、湾口防波堤の内外で区分
3）海岸線の向きが一様な区間で区分

岩手県沿岸を24の地域海岸に分割

２．河川対策

【県・市町村管理区間】

①　２級水系普代川水系など※1の県・村管理区間では、全箇所の災害査定を完了し、３箇所※2で災害復旧事業を実施。

本復旧については、平成２４年度内に、設計、地元調整等の施工準備が整った全箇所で着手し、完了済。

②　平成２４年度までの成果

・全箇所（３箇所）で災害査定を完了
・全箇所（３箇所）で本復旧に着手
・全箇所（３箇所）で本復旧を完了

※１　位置図を参照

※２　一連区間の取扱い方等により、箇所数は変動しうる

復興施策の事業計画　参考図面　河川　　普代村

図面：岩手県提供

普代村

【県・村管理河川】
2水系 2河川 3箇所
（二）普代川水系　　1河川　1箇所
（準）沢川水系　　1河川　2箇所

３．海岸防災林の再生

① 箇所名： 元村地区

② 被災状況
津波により森林 1.89ha が被災（一部流失）した。

③ 事業計画の内容
被災した森林については、防災林造成事業により整備する。具体的な事業計画については普代村復興計画等を踏まえ決定した、再生方針に基づき検討しているところ。

④ これまでの実施状況と今後の予定
普代村復興計画等を踏まえて海岸防災林の再生方針を決定した。
森林の復旧については、今後、再生方針に基づき事業計画を作成する。 その後、事業計画に基づき苗木の植栽に着手し、平成 30 年度を目途に完了を目指す。

⑤ 平成 24 年度における成果
普代村復興計画等を踏まえ海岸防災林の再生方針を決定。

⑥ 平成 25 年度の成果目標
海岸防災林の再生方針に基づき事業計画を作成。

（保全対象： 普代村小学校、普代村中学校、県道、村道等）

４．漁港

① 被害状況

漁港数：６漁港

被災漁港数：５漁港

② スケジュール

普代村内の各被災５漁港において、平成２４年度末時点で、全延長の陸揚げ機能が回復している。

今後、平成２５年度に主要な漁港施設の復旧を目指し、平成２７年度までに、その他の漁港施設の復旧の完了を目指す。

５．土砂災害対策

① 平成２３年８月末までに、村内約 80 箇所の土砂災害危険箇所の点検を実施。

② 最大震度５強を観測した普代村では、地震により地盤が脆弱になっている可能性が高く、降雨による土砂災害の危険性が通常よりも高いと考えられるため、県と気象台が連携し、平成２３年４月より土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、降雨と土砂災害の発生状況を考慮して基準を見直し、平成２４年３月に通常基準への引き上げを実施。

６．災害廃棄物の処理

① 推計量について

東日本大震災においては、地震による大規模な津波及び地震による建物の倒壊等により膨大な量の災害廃棄物約 14 千トン（津波堆積物は無し）が発生。

② 搬入状況について

現在住民が生活している場所の近くの災害廃棄物については、平成 23 年８月までに仮置場へ概ね搬入した。その他の災害廃棄物（損壊家屋等の解体により生じる災害廃棄物を含む。）についても、平成 24 年 12 月末までに仮置場への搬入は完了した。

③ 処理状況と処理完了目標について

平成 25 年３月末現在、災害廃棄物約 12 千トン（86%）の処理を実施した。

中間処理・最終処分については、平成 25 年９月末までに完了させる。なお、木くず、コンクリートくずほか再生利用を予定しているものについては、劣化、腐敗等が生じない期間で再生利用の需要を踏まえつつ適切な期間を設定する。

工程表（岩手県普代村）

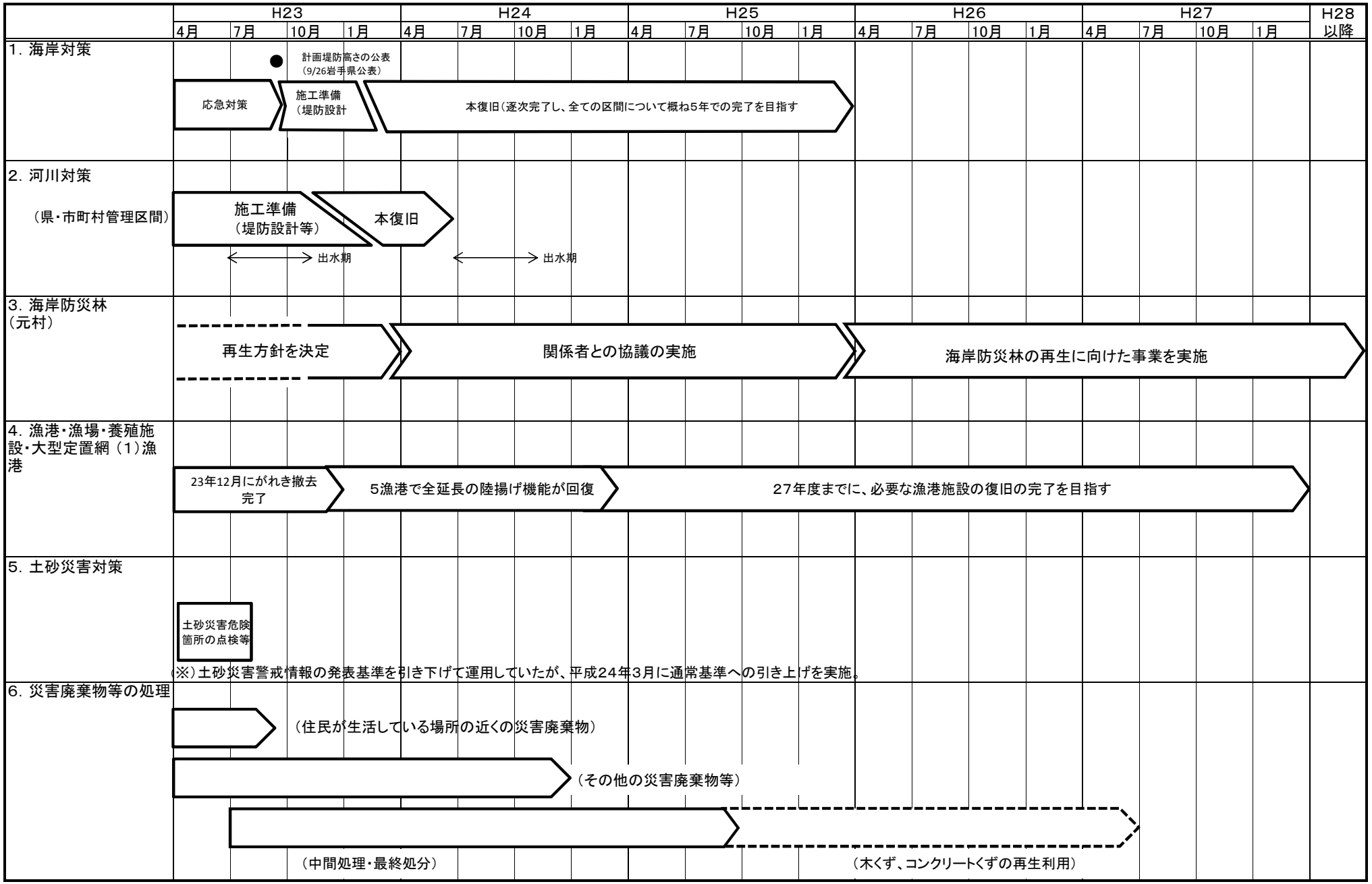
H23
H24
H25
H26
H27
H28以降
4月
7月
10月
1月
1. 海岸対策
計画堤防高さの公表
（9/26岩手県公表）
応急対策
施工準備
（堤防設計
本復旧（逐次完了し、全ての区間について概ね5年での完了を目指す
2. 河川対策
（県・市町村管理区間）
施工準備
（堤防設計等）
本復旧
出水期
出水期
3. 海岸防災林
（元村）
再生方針を決定
関係者との協議の実施
海岸防災林の再生に向けた事業を実施
4. 漁港・漁場・養殖施設・大型定置網（1）漁港
23年12月にがれき撤去完了
5漁港で全延長の陸揚げ機能が回復
27年度までに、必要な漁港施設の復旧の完了を目指す
5. 土砂災害対策
土砂災害危険箇所の点検等
（※）土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用していたが、平成24年3月に通常基準への引き上げを実施。
6. 災害廃棄物等の処理
（住民が生活している場所の近くの災害廃棄物）
（その他の災害廃棄物等）
（中間処理・最終処分）
（木くず、コンクリートくずの再生利用）